

# 第1回 岐阜県豚コレラ有識者会議

日時：平成30年12月21日（金）

11時00分～12時30分

場所：岐阜県庁4階 特別会議室

## I 国の疫学調査結果について

## II 豚コレラ対策の拡充・強化について

### 1 農場の防疫対策

### 2 野生いのしし対策

## ■配布資料

- ・ 資料 1 家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る大臣指示
- ・ 資料 2 「第 3 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会」結果概要
- ・ 資料 3 岐阜県議会「豚コレラ対策の強化を求める意見書」
  - ・ 参考資料 1 飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表<新>
  - ・ 参考資料 2 調査捕獲衛生対策チェックリスト
  - ・ 参考資料 3 岐阜県における豚コレラ事案の経緯
  - ・ 参考資料 4 発生農場における豚コレラ対応
  - ・ 参考資料 5 野生いのしし捕獲状況
  - ・ 参考図 1 野生いのししの豚コレラ感染状況（広域図面）
  - ・ 参考図 2 搬出制限区域と野生いのしし調査対象区域（拡大図面）  
（発生農場、陽性いのしし、いのしし調査対象区域、禁猟エリア）
  - ・ 参考図 3 - 1 ~ 4 野生いのしし対策図（詳細版、地区別）

## ■委員名簿

(50音順、敬称略)

青木 博史 (あおき ひろし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本獣医生命科学大学 獣医学部 准教授 (微生物学、感染症学)</li> </ul>
浅井 鉄夫 (あさい てつお)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜大学大学院 連合獣医学研究科 教授 (動物感染症制御学)</li> </ul>
石黒 利治 (いしぐろ としはる)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (公社)岐阜県獣医師会 会長</li> </ul>
伊藤 貢 (いとう みつぎ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (有)あかばね動物クリニック 獣医師</li> <li>・ 日本養豚開業獣医師協会会員</li> </ul>
江口 祐輔 (えぐち ゆうすけ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 畜産・獣害研究領域鳥獣害対策 技術グループ長</li> </ul>
小寺 祐二 (こでら ゆうじ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宇都宮大学 農学部 雑草と里山の科学教育研究センター 准教授</li> <li>・ 国拡大豚コレラ疫学調査チーム臨時委員</li> </ul>
只野 亮 (ただの りょう)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜大学 応用生物科学部 生産環境科学課程 応用動物科学コース 動物ゲノム多様性学分野 准教授</li> </ul>
平田 滋樹 (ひらた しげき)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長崎県 農林技術開発センター 研究企画部門 研究企画室 主任研究員 兼 農山村対策室 鳥獣対策班</li> </ul>
山本 健久 (やまもと たけひさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 ウイルス疫学研究領域疫学ユニット長</li> <li>・ 国拡大豚コレラ疫学調査チーム委員</li> </ul>

## Ⅱ 豚コレラ対策の拡充・強化について

### 1 農場の防疫対策

#### (1) 農場における飼養衛生管理基準の確実な実行

豚コレラの発生農場（5農場）において、飼養衛生管理基準が守られていない事例が認められた。

- |           |  |
|-----------|--|
| A農場       | <ul style="list-style-type: none"><li>・農場の周囲の柵、排水溝や排水処理設備等がなかった。</li><li>・豚房の一部が外壁に接しており、いのししと接触可能であった。</li></ul>        |
| 岐阜市畜産センター | <ul style="list-style-type: none"><li>・衛生管理区域（豚舎）ごとの専用衣服がなかった。</li><li>・重機を洗浄、消毒することなく使用していた。</li></ul>                  |
| 畜産研究所     | <ul style="list-style-type: none"><li>・カラスなどの野鳥の侵入があり、糞便などが認められた。</li><li>・家畜保健衛生所による立入検査を行っていなかった。</li></ul>            |
| いのしし飼育施設  | <ul style="list-style-type: none"><li>・飼料用の野菜置き場が屋外、また給餌、給水設備が露天であった。</li><li>・飼養エリアに屋根が無く、野鳥等の施設内への侵入が可能であった。</li></ul> |
| 農業大学校     | <ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内でイタチのような小動物の糞が認められた。</li><li>・家畜保健衛生所による立入検査を行っていなかった。 など</li></ul>            |

#### 【これまでの対策】

##### ○監視対象農場の立入調査

- ・家畜保健衛生所の家畜防疫員が、週1回の農場の立入調査を実施。
- ・飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表により、状況の確認、指導。

##### ○家畜防疫員の立ち入り

- ・当該施設に家畜防疫員がいる場合、週1回の農場の立入調査は、出来る限り外部関係者を入場させない配慮として、当該家畜防疫員が実施。
- ・当該施設に家畜防疫員がいない場合、週1回の立入調査は、家畜保健衛生所の家畜防疫員が実施。

## 【対策の強化】

### ○監視対象農場の立入調査

- ・家畜防疫員による、週1回の農場の立入調査の際、飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を見直し、確認体制を強化。  
(見直し内容)
  - チェック項目すべてについて、チェックのみでなく、どのように実施しているかを記載する様式に変更。
  - 指導、助言内容を詳細に記載する様式に変更。
  - 野生動物侵入防止対策に関する項目を新たに追加。
- ・指導内容が確実に実行されるよう、改善完了までの期限を定め、立入調査時に内容を確認。
- ・家畜所有者がなお飼養衛生管理基準を遵守していないと認められる場合、勧告等の措置も視野に、改善されるまで指導を継続。

### ○家畜防疫員の立ち入り

- ・当該施設に家畜防疫員がいる場合においても、第三者の視点でのチェックとして、月1回、外部の家畜防疫員による調査を実施。

## (2) 人の交差等による感染拡大防止

### ① 家畜保健衛生所での交差防止

中央家畜保健衛生所では、死亡豚、異常豚の病性鑑定の他に、出荷豚の安全確認検査、清浄性確認の検査、さらに、野生イノシシの感染確認検査が行われており、業界団体から交差汚染を懸念する声が寄せられている。

#### 【これまでの対策】

##### ○検査に係る職員の区分け

- ・検査に係る職員は、「農場に立ち入る職員」、「解剖を行う職員」、「PCR検査を行う職員」の3つに区分けし固定。
- ・監視対象農場に立ち入る職員は、原則、農場毎に固定。

##### ○検査室等の区分け

- ・豚の解剖といのししの解剖の時間帯を区分け。  
(豚の解剖終了後にいのししの解剖を実施)
- ・検査試薬の調製を区分け。  
(豚用試薬は、細菌検査室、いのしし用試薬は、ウイルス検査室にてそれぞれ調製)
- ・試薬調製室などのクリーンエリアと、解剖室などのダーティエリアを区分け。

##### ○その他

- ・野生いのししを運搬する者は、解剖室に入れない。

## 【対策の強化】

今まで以上に人の交差による感染防止に努めるため、これまでの取組みを継続しつつ、検査体制を順次強化。

### ○野生いのししと豚の検査を分離

- ・現在使用していない旧中央家畜保健衛生所を再整備し、野生いのしし専用とすることで、豚との検査を完全分離。

- 施設改修
- PCR検査機器導入
- 焼却炉改修

※完全分離に必要となる獣医師の11名

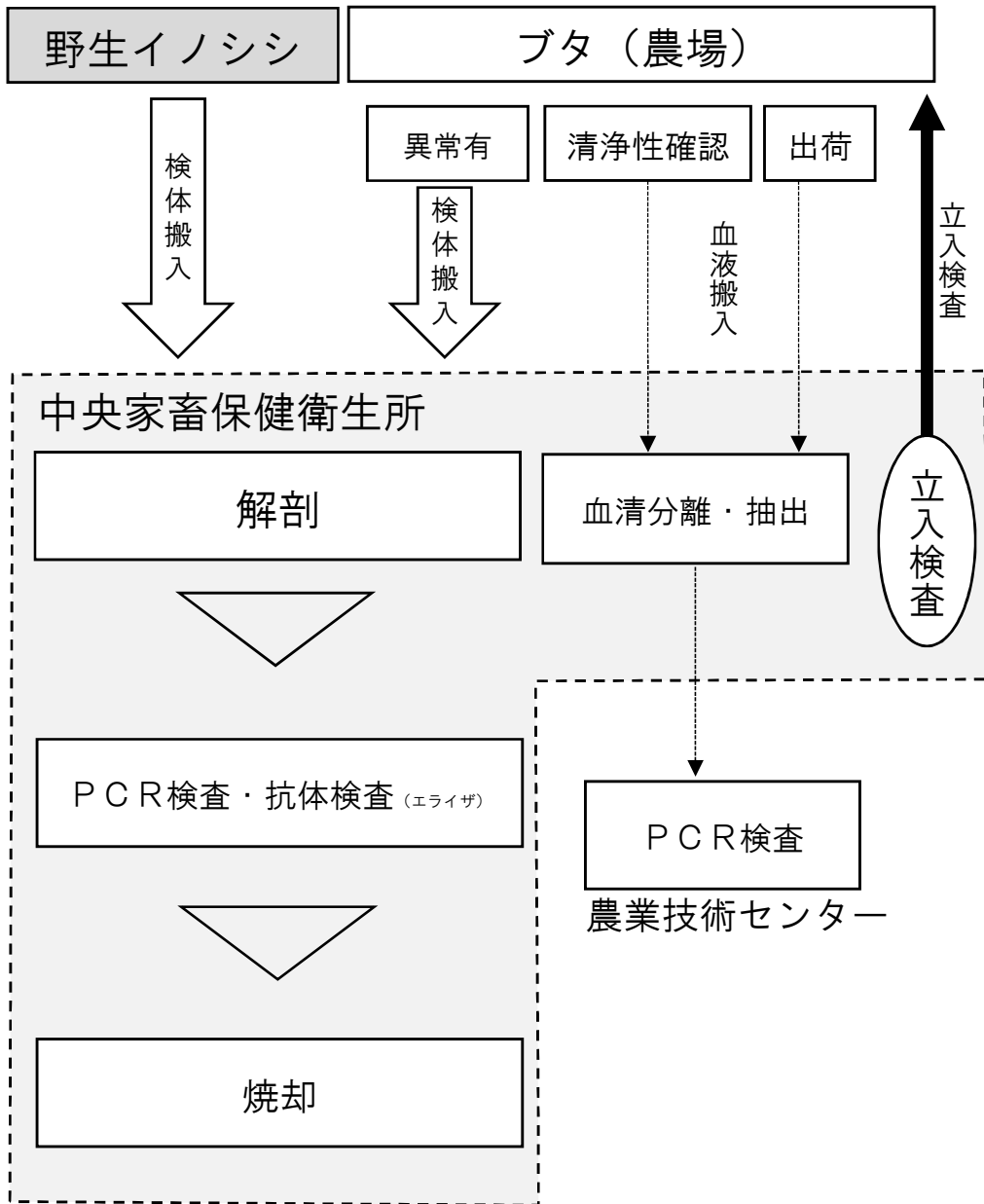
※稼働見込み：H31年1月中旬目途

### ○検査体制の強化

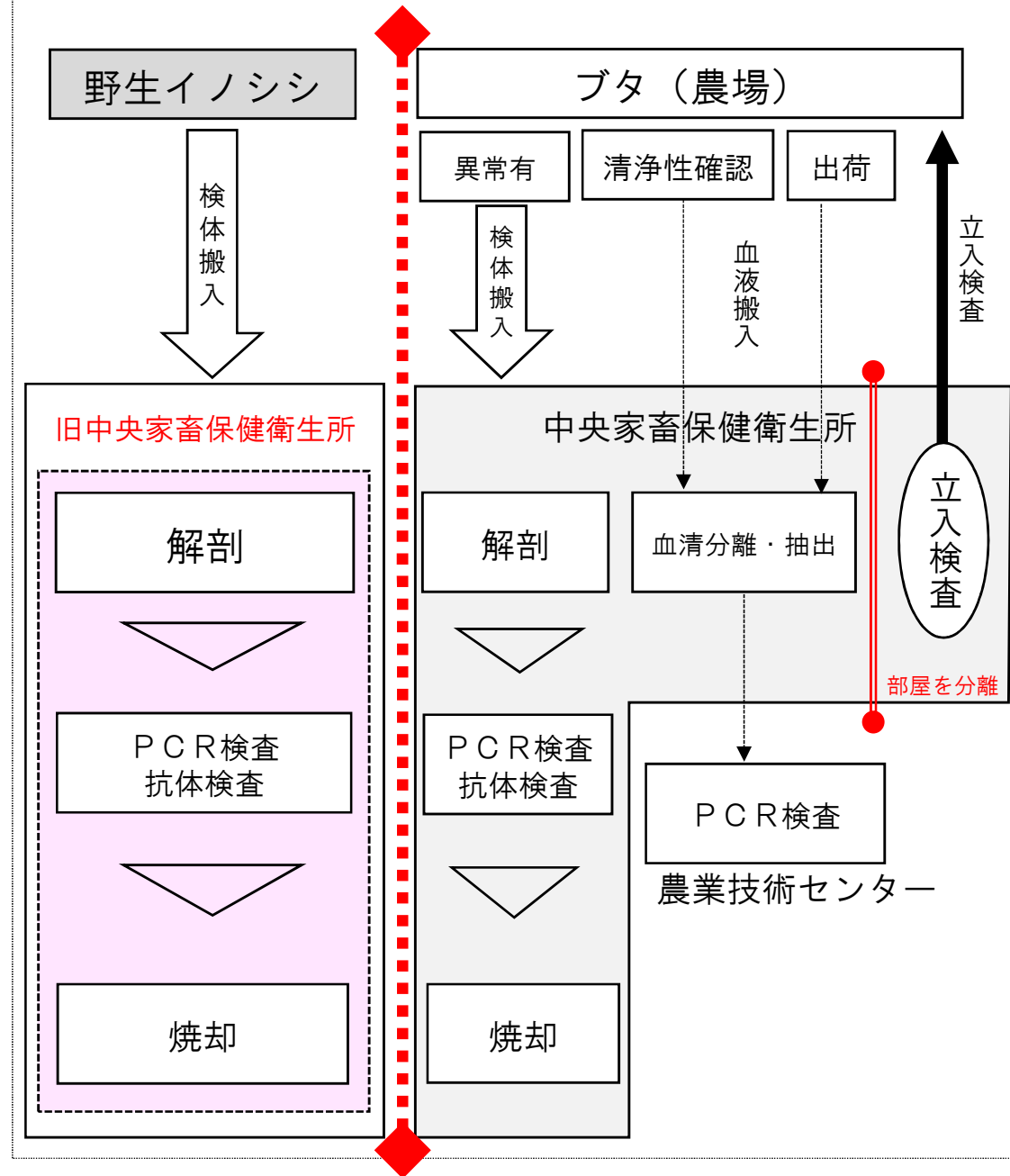
- ・家畜伝染病が県内どの地域で発生しても迅速に対応できる体制を構築。
- ・先ずは、2019年度に飛騨家畜保健衛生所に病性鑑定検査設備を導入。

# 検査体制の強化（種別解剖室の分離）

## 【現行】



## 【改善後：検査体制（野生イノシシと豚の解剖）を完全分離】





## ② 野生いのしし調査捕獲における衛生管理

- ・ 4 例目の事例である関市内のいのしし飼育場の飼養者が猟友会員であり、野生いのししの捕獲業務に携わっていた。
- ・ 野生いのしし捕獲にあたっての衛生対策マニュアルは示されていたが、これに準じた対応がなされているかのチェック体制が十分でなかった。

### 【これまでの対策】

#### ○作業方法等に関する関係者への周知

- ・ 作業時の服装、回収・運搬・消毒方法について岐阜県猟友会長及び関係捕獲従事者へ通知。
- ・ 衛生対策マニュアルを作成し、県猟友会に周知。

#### ○作業方法内容の確認

- ・ 調査捕獲開始当初においては、捕獲時の状況写真を提出させ、適切な消毒方法が実施されていることを確認。

### 【対策の強化】

#### ○消毒の徹底

- ・ 防護服・手袋の着用や足元の消毒に加え、作業の最後に手指の消毒を行うこととし、携帯用の消毒用アルコールを配布。さらに、その実施をチェックする仕組みとする。

#### ○作業内容のチェックと現地調査の実施

- ・ 新たに「調査捕獲における衛生管理のチェックリスト」を作成し、これに基づき、作業内容及び消毒の実施を確認。定期的に県による現地での確認調査を実施。

#### ○作業方法等に関する関係者への徹底

- ・ 衛生対策マニュアル及び上記事項の実施について、調査捕獲関係支部長会議（12月25日）で改めて説明し、徹底を指導。

### ③ 農場での交差の防止 ～出入り業者の立ち入り～

農業大学での緊急点検において、追加措置として考えられる項目として、「農場関係者、農場へ出入りする各種業者に対してウイルスの持ち込みのおそれのある、行動を控える」ことが指摘された。

#### 【これまでの対策】

- ・ 飼料等を搬入する業者が衛生管理区域内に立ち入る際には、所属、氏名、入退場時間、車両の消毒、専用防疫服の着用などを自己申告で記録簿に記載。

#### 【対策の強化】

- ・ 記録簿の記載に加えて、作業の実施にあたっては、飼養者立会いのもと作業を実施。

## 2 野生いのしし対策

### 【これまでの主な対策】

#### ○調査捕獲の実施

- ・ 9月25日から野生いのしし調査対象区域において、調査捕獲を実施。  
※陽性いのししの発見に伴い、順次、調査捕獲区域を拡大

#### ○狩猟禁止区域の設定

- ・ 11月1日から調査対象区域を含む地域を狩猟禁止区域に指定。  
※調査対象区域の拡大に伴い、順次、禁止区域を拡大

#### ○モニタリング捕獲の実施

- ・ 野生いのししの区域外への拡散を調査するため、狩猟禁止区域の外側においてモニタリング調査を実施。

#### ○防護柵の設置

- ・ 豚コレラに感染したいのししが生息区域外に拡散しないよう、ワイヤーメッシュ柵を設置。
  - 国道418号及び県道68号（恵那白川線）沿い 約35km
  - 中央自動車道アンダーパス等封鎖 164ヶ所 など

### 【対策の強化】

#### ○狩猟禁止区域内での野生いのしし捕獲の拡大

- ・ 現在、狩猟が行われていない狩猟禁止区域エリアにおいて、県における調査捕獲に加えて、市町村の有害鳥獣捕獲を拡充し、個体数を削減。
  - 目標数量 エリア内での昨年度捕獲実績の2倍
  - 手法 捕獲実績に応じ、市町村に交付金を支払う  
(1頭当たり15,000円(予定))
- ・ 市町村の鳥獣害対策責任者を集めた会議を開催(12月25日)し、有害鳥獣捕獲の促進を依頼。

#### ○防護柵の拡充

- ・ ワイヤーメッシュ柵の設置拡大
  - 県道80号（美濃川辺線）、県道58号（関金山線）、  
県道64号（可児金山線） 約32km

## 今回の対策により新たに必要となる人員・経費

### 1 農場における飼養衛生管理基準の確実な実行

- 立入検査の厳格化に伴う獣医師の確保 : 14人  
(監視対象12農場×2名体制の場合の不足数)
- 防護服、消石灰等の追加配備 : 4百万円

### 2 中央家畜保健衛生所での交差防止

- 旧中央家畜保健衛生所の再整備(検査機器導入含む) : 100百万円
- 検査の完全分離に伴う獣医師の確保(PCR検査) : 11人

### 3 野生いのしし対策

- 有害鳥獣捕獲市町村への交付金 : 45百万円
- 調査捕獲等に関する資機材の追加配備 : 1百万円
  - ▶パコマ(逆性石鹼)、防護服、手袋、ゴーグル、噴霧器、ブルーシート、フレコンバック等
- 防護柵整備の拡充(約32km) : 200百万円

## 家畜伝染病の発生予防・まん延防止に係る大臣指示

平成30年12月19日

- 1 豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等家畜伝染病の発生予防・まん延防止の前提となる飼養衛生管理基準やその他衛生管理に必要な項目について、全都道府県の畜産農家に対して、以下の項目を重点的に点検し、指導を強化すること。
  - ①適切な衛生管理区域の設定と衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用
  - ②畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
  - ③他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入の制限
  - ④野生動物等からの病原体の侵入防止
  - ⑤食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理
  - ⑥毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底
  - ⑦家畜の異状、死亡、飼料給与等に関する記録の保管
  
- 2 関係省庁及び関係機関への情報共有等をとおして連携強化を図るとともに、入国者の携帯品検査の強化や家畜との接触歴等に関する口頭質問の実施、全国の国際郵便局や地方空港への探知犬の派遣、ポスターの掲示、航空会社カウンターにおけるリーフレット設置等の注意喚起を強化するなど水際対策を徹底すること。
  
- 3 特に、岐阜県で発生した豚コレラについては、これ以上の発生拡大を防ぐため、以下の対策を行うこと。
  - ①岐阜県に対して、豚・いのししを飼養する農場については、確実に飼養衛生管理基準を徹底する実効ある指導を行うとともに、指導に基づき改善措置が確実に実行されていることを定期的に点検、確認することを指導すること。
  - ②岐阜県と連携し、飼養衛生管理に関する指導、防疫措置及び監視対象農場の検査、野生いのししの調査捕獲、またそれらに従事する者の衛生管理等に関するマニュアルを整備すること。
  - ③検査時の交差汚染等を確実に防止する体制、飼養衛生管理基準の指導を確実に行うことができる体制を早期に構築するとともに、県の要望を聞き、必要な人員の

派遣、動物検疫所等が備蓄する防疫資材の提供等積極的に支援すること。

- ④岐阜県が行う発生予防、まん延防止対策について、指導、技術的助言、確認を行うこと。
- ⑤岐阜県に小里副大臣を派遣し、本対策を確実に伝達・指導するとともに、岐阜県との連携を確認すること。

### 第3回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の結果概要

本日の検討会では、岐阜県の農場で発生が確認された5事例と野生イノシシの感染事例について、現時点で判明している分離されたウイルスの性状、チーム員による現地調査や関係者へのヒアリング等により得られた事実関係を検討し、ウイルスの侵入と伝播について考察するとともに今後の対策の留意点を整理した。

#### 1 分離ウイルスの性状

今回の発生では豚農場と野生イノシシから複数株のウイルスが分離されたことから、これらのウイルスについてウイルス遺伝子の塩基配列解析を行った結果、原因ウイルスは過去に国内で流行していたウイルスとは異なり、近年、中国やモンゴル等で分離されたウイルスと近縁であった。また、今回の発生で分離された一連のウイルスはいずれも極めて類似しており、豚農場の発生と野生イノシシの感染は同じ感染源から伝播したと考えられる。一方で、野生イノシシから分離されたウイルスの1株はウイルス遺伝子の一塩基に変異が生じており、ペスチウイルスを検出するRT-PCRでは陽性となるが、豚コレラウイルスの簡易識別法である制限酵素切断には反応しなかったことに留意して、豚コレラが疑われる事案については、同一豚房での複数の死亡、40度以上の発熱などの臨床症状や白血球数の減少、核の左方移動等を踏まえて総合的に判断し、農研機構動物衛生研究部門に確定検査を依頼する必要がある。

今回の発生で分離されたウイルス（2018岐阜株）を用いて農研機構動物衛生研究部門の高度封じ込め施設で感染実験を行い、臨床症状やウイルス排泄といった病原性や伝播性を豚コレラウイルス強毒株のそれと比較した。その結果、分離ウイルスを接種したすべての豚で発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎と白血球減少は認められたが、強毒株接種豚で見られた神経症状や死亡などの重篤な症状は認められなかった。他方、同ウイルス（2018岐阜株）接種豚から同居豚へ伝播することが確認された。

#### 2 発生の経緯

本年9月9日岐阜市の養豚場でわが国では26年ぶりとなる豚コレラの発生が確認された（1例目）。9月11日に1例目の防疫措置が完了した後、9月13日に岐阜市打越地内（樅洞地区）で死亡イノシシが発見され、豚コレラに感染していたことが確認された。15日には岐阜市大洞で発見された死亡イノシシも豚コレラ感染が確認された。イノシシの豚コレラ感染は前者の樅洞地区と後者の大洞地区を中心に死亡あるいは捕獲されたイノシシで確認され、12月14日現在、樅洞地区で28頭、大洞地区で40頭、大洞地区周辺の可児地区と八百津地区でそれぞれ3頭に上っている。11月16日には岐阜市畜産センター公園（2例目）、12月5日には岐阜県畜産研究所（3例目）、12月10日にはイノシシ飼育場（4例目）、12月15日には岐阜県農業大学校（5例目）で豚コレラの発生が確認され、それぞれ1～3日で防疫措置が完了した。

#### 3 事例ごとの調査結果

##### （1）1例目

1例目の農場は9月3日に異状畜の届出があったが、ヒアリングや飼料の購入記録等から、遅くとも8月上旬にはウイルスが侵入していたと考えられる。現地調査では当該農場の周囲

に柵はなく、排水溝や排水処理設備もないことから、1日に発生する尿量約400リットルをおが粉に吸収させている状況で、作業では水道の使用を極力制限していたという。堆肥は農場内の堆肥場に一定期間蔵置し共同堆肥場に持ち込まれていた。専用長靴や踏込消毒槽は設置されていたが、水道使用の制約から洗浄がどこまで徹底していたかは疑問が残る。一方、排水溝等がないことから、農場敷地から漏出したために排水を介して農場内のウイルスが外部に流れ出る可能性は否定できない。

農場の間近ではイノシシの出没は確認されておらず、周辺の畑でも食害はないとのことであったが、周辺の山林にはイノシシが生息していると考えられる。周辺の山林から住宅地や大きな道路を避けて農場近傍へ接近できるルートは存在する。豚房の一部は外壁に接しており、豚舎外のイノシシが豚舎内の豚に接触は可能であった。(疫学調査チームの調査概要(平成30年9月9日実施)参照)

#### (2) 椿洞地区の感染イノシシ

1例目の豚コレラ発生を受けて、9月13日に岐阜市打越地内(椿洞地区)で発見された死亡イノシシについて豚コレラウイルスの検査が行われた結果、イノシシは豚コレラウイルスに感染していた。その後、椿洞地区では岐阜市畜産センター公園を中心にした比較的狭い範囲でイノシシのウイルス感染が28頭(12月14日現在)確認されている。岐阜市では、死亡イノシシが平成27年度27頭、平成28年度6頭、平成29年度7頭、平成30年度は8月までに23頭が発見され、月別では7月に11頭、8月に7頭の死亡イノシシが発見されており、豚コレラ発生以前であったため検査はされていないが、これらのイノシシが豚コレラに感染していた可能性は否定できない。

#### (3) 大洞地区の感染イノシシ

9月15日に1例目農場に近い大洞地区で発見された死亡イノシシが豚コレラに感染していたことが確認された。なお、これ以前にも、大洞地区では8月21日に死亡イノシシが確認され、近隣の大蔵台でもイノシシの死亡例が報告されているが、これらの事例については、養豚場での発生以前であったことから検査されていない。大洞地区で死亡あるいは捕獲したイノシシの豚コレラ感染は、これまで40頭(12月14日現在)確認されている。

#### (4) 2例目

岐阜市畜産センター公園では、発生があった畜産エリアと公園内道路を挟んで公園エリアがあり、ここでは植物園や野外バーベキュー場等に多数の人が集まり、飲食をする機会も多い。公園周辺の山塊にはイノシシが生息しており、公園内でもイノシシの掘り返し跡が各所で確認されている。公園内にあるゴミ置き場は野生動物との接触を防止する構造にはなっていないかった。

2例目発生前には畜産センター公園施設内において、感染イノシシの死体が確認されているが、施設内でイノシシに掘られた地面の整地に使用した重機を、洗浄・消毒することなく、豚の飼養エリア内で豚の死体の搬出などに使用していた。

豚舎では豚舎ごとに踏込消毒槽が設置され、9月の発生以降は、さらに豚舎ごとに豚舎内専用の長靴等が設置され、これらを利用することとされていたが、専用の長靴は1足しか設置されておらず、2名以上が作業に当たる場合は、他の長靴の消毒を行い使用していた。また、消毒前の洗浄用器具は設置されていなかった。衣服の交換については、専用の衣服とはしていなかった。なお、畜産センター公園には岐阜市の家畜診療所が設置されており、1例目を診療していた獣医師はここから車で往診していた。

#### (5) 3例目

3例目の岐阜県畜産研究所は美濃加茂市に所在するが、関市内にある同施設の関連施設は、



多くの感染イノシシが確認されている大洞地区内にあり、人や車両の行き来も確認されている。さらに、発生豚舎内では、豚舎出入り口からのカラスなどの野鳥の侵入が認められており、豚舎内で多数の糞便やペリット（口から吐き出される木の实などの不消化物）が確認された。管理区域内に立ち入る際にはシャワーを浴びた上で、着衣、長靴ともに専用の物を着用していたが、豚舎毎の更衣、長靴の履き替えは一部豚舎にとどまっていた。

また、当該施設は県の関連施設であったことから、施設の獣医師を家畜防疫員に任命して監視・採材等を行い、家畜保健衛生所による立入検査を行っていなかった。

#### （6）4例目

4例目の農場（イノシシ飼養施設）では、1～3例目の農場との疫学的な関連は現時点では認められていない。他方、飼養管理者は、野生イノシシの捕獲調査のためのわなの見回りなどを行っていた。

飼養イノシシには、施設前に置いたカゴに周辺の畑作農家が自由に入れていく野菜くず（里芋の親芋、白菜くずなど）を洗浄等を行わず与えていた。また、飼養エリアに屋根がなく飲水は露天となっており、野鳥等の施設内への侵入も可能で、野鳥による飼料の盗食が確認されていた。

#### （7）5例目

5例目の県農業大学校は教育を目的として、家畜飼養施設（豚、乳用牛及び肉用牛）の他、畑や果樹園を有している。施設から近隣の山林までは住宅地となっているため、以前から校内の畑や果樹園等でイノシシの被害はなかったとのこと。ただし、敷地内ではイタチのような小動物の糞が認められていた。豚舎周辺には3段の電柵が設置されており、作業時を除き24時間通電していた。加えて、飼養管理区域全体をスチールメッシュで覆う工事の実施中であった。

現時点では不明であるが、今後、飼養管理者等関係者から1～4例目や野生イノシシとの関連等について、聞き取り調査等を行う必要がある。

また、3例目同様に当該施設が県の関連施設であったことから、施設の獣医師を家畜防疫員に任命して監視・採材等を行い、家畜保健衛生所による立入検査を行っていなかった。

## 4 時系列から見た感染経路の推定

岐阜県における一連の豚コレラの発生について、発生農場へのウイルスの侵入経路となり得るものとして、

- （1）感染したイノシシ等の野生動物との接触
- （2）他の感染農場からの人や車両
- （3）汚染した畜産関連の資材
- （4）豚コレラ発生国からの人や物
- （5）感染豚由来の加熱不十分な肉類

等が想定される。正規の手続を経て製造・流通している飼料、飼料添加物や医薬品等が感染原因となったとは考えにくい。

岐阜県における豚コレラの発生は1例目農場で最初に確認されたが、農場の堆肥が持ち込まれた共同堆肥場を利用する他の農家での発生がないこと、共同堆肥場周辺の野生イノシシでの豚コレラ感染事例が確認されないことから、共同堆肥場の堆肥を通じて感染が拡がった可能性は低いと考えられる。

野生の感染イノシシの初確認事例は9月13日であり、これまでのヒアリングや飼料の購入記録等から、1例目の農場には、遅くとも8月上旬にはウイルスが侵入していたと考えら

れている。一方、当該農場の飼養管理は経営者夫妻に限られており、飼養豚への接触は、経営者夫妻と診療獣医師以外の人との関与は確認されていない。また、汚染した畜産関連の資材の導入、豚コレラ発生国からの人や物の農場内への立入、海外の感染豚に由来する加熱不十分な肉類の給与については確認されなかった。これらのことから、当該農場に直接海外からウイルスが侵入・感染した可能性は低い。

一方、発生農場の所在する大洞地区では、8月21日に2件の死亡イノシシが確認されているが、豚コレラ発生以前であったため検査が行われておらず、8月上旬より前に大洞地区のイノシシがウイルスに感染していたと仮定すれば、豚舎の構造上豚舎外のイノシシが豚舎内の豚に接触することが可能であったため、これが感染原因となった可能性は否定できない。

また、椿洞地区から何らかの経路を経て、1例目の発生農場にウイルスが持ち込まれた可能性は否定できない。他方、椿洞地区と大洞地区のイノシシの感染については、両地域が長良川をはさんで約10km離れており、両地域の間地点では感染イノシシが確認されていないことから、椿洞地区の野生イノシシが、直接大洞地区へウイルスを運んでいたとは考えにくい。

また、何らかの形で、1例目農場近傍に運ばれたウイルスが、大洞地区のイノシシへのウイルスの侵入起源である可能性は否定できない。

椿洞地区と大洞地区でのイノシシでの感染は9月以降も続き、11月以降に成熟したイノシシが活動範囲を広げるに従って周辺環境にウイルス汚染が拡散したと考えられる。

2例目では、施設が野生の感染イノシシが確認されている椿洞地区に所在しており、施設内でも野生の感染イノシシの死体が確認されている。また、施設内でイノシシに掘られた地面の整地に使用した重機を、洗浄・消毒することなく、豚の飼養エリア内で豚の死体の搬出などに使用しており、また、イノシシによって汚染された施設内の環境から、豚の飼養エリアに入る際に適切な更衣や消毒が行われていなかった。これらにより、豚が感染した可能性は否定できない。

3例目は豚舎内へのカラスなどの野鳥の侵入が認められており、豚舎内で多数の糞便やペリットが確認されたことから、野生動物を介してウイルスが持ち込まれた可能性は否定できない。

4例目は飼養エリアのほとんどは天井が設置されていないため、野鳥等の侵入が可能であった。また、実際に、カラスやトビが飼養エリアに降りて飼料を盗食するなどしていた。飲水は露天で、給与する飼料は周辺の畑作農家が自由に投入していく野菜くず（里芋の親芋や白菜くず）が洗浄されないまま与えられており、野生の感染イノシシが接触し、ウイルスに汚染されたこれらの飼料によりウイルスが侵入した可能性は否定できない。この他、当該施設の飼養管理者がイノシシの調査捕獲に協力した事情もあり、何らかのウイルス汚染物の持ち込みがあった可能性は否定できない。

このように1例目～4例目については、ウイルスに汚染された周辺環境から施設や農場に野生動物や人・物を介してウイルスが侵入した可能性は否定できない。

## 5 我が国へのウイルス侵入の可能性

我が国は豚コレラ発生国からの家畜・畜産物の輸入や動物用資材の輸入は規制されており、1例目の発生農場でも海外からの持ち込みは確認されていない。現時点での国内への豚コレラウイルスの侵入経路として考えられるものは次の通り。

豚コレラ発生国から非加熱の豚由来畜産物の輸入は、旅行者の手荷物や商業用貨物などの輸送形態を問わず禁止されているが、輸入検査を受けることは自己申告方式であるため、輸

入検疫を受けずに持ち込まれた旅行者の手荷物や国際小包によりウイルスが侵入する可能性が考えられる。海外では汚染国から国境を越えて来るトラックのドライバーが感染した豚肉を含む食品を駐車場で投棄し、それをイノシシが食べたことによってイノシシが伝染病に感染したと推定された事例があるように、違法に持ち込まれた食品が、家庭ゴミとして廃棄されたり、行楽地などで廃棄されたりすることにより、野生イノシシが感染した可能性は否定できない。

すべての旅行者は、空海港に設置された消毒用マット上を通過して入国することとなっている。一方、豚コレラ等の発生国で農場に立ち入るなどした人が入国した場合は、動物検疫所カウンターで靴底や手荷物の入念な消毒などを行うこととされているが、自己申告方式であり、消毒が必要なすべての旅行者への消毒が実施されていない可能性がある。

## 6 今後の対策の留意点

### (1) 飼養衛生管理基準

今回の発生農場における現地調査の結果、

- ① 飼養豚の死亡や分娩に関して記録されていなかった事例、
  - ② 飼養豚の死亡頭数が増加しているにもかかわらず、獣医師等に通報していなかった事例、
  - ③ 飼養衛生管理基準における衛生管理区域が適切に設定されていなかった事例、
  - ④ 衛生管理区域に立ち入る際に専用の長靴や防護服等が着用されていなかった事例、
  - ⑤ 農場内に設定された衛生管理区域の内外で器具・機材を共有する際に適切な消毒が行われていなかった事例、
  - ⑥ 豚舎内に野鳥や小動物のものと思われる糞やペリット（口から吐き出される木の实などの不消化物）が確認された事例、
  - ⑦ 飼料や飲水が衛生的に取り扱われていなかった事例
  - ⑧ 死亡個体の取扱いが適切に行われていなかった事例
- 等が確認されており、ウイルスの侵入につながった可能性がある。

豚コレラに限らず、家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、農場にウイルスなど病原体を侵入させないことが重要である。そのため、飼養衛生管理基準に基づき、海外に渡航した者などの不必要な衛生管理区域への立入を制限することも含め、ハード及びソフト面でのバイオセキュリティを確保することが必要である。

### (2) 水際対策

輸入検疫を受けずに持ち込まれた旅行者の手荷物や国際小包からのウイルスが侵入した可能性があるため、より厳格な輸入検疫を行う必要がある。また、感染源となり得る違法輸入携帯品などについて、地方空港での検疫探知犬の活動の促進や輸入郵便物等の検査体制の強化が必要である。

### (3) 野生動物対策

今回の発生事例では、ゴミを介したウイルスの侵入可能性も否定できなかったことから、国内の公園等の野外でゴミの放置禁止やゴミ置き場等における野生動物の接触防止対策が必要である。

写

30 消安第 4654 号  
平成 30 年 12 月 20 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ、アフリカ豚コレラ及び鳥インフルエンザに係る飼養衛生管理基準  
の再徹底について

岐阜県における豚コレラ発生を踏まえた防疫対策については、「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号農林水産省消費・安全局長通知）等に基づき対応いただくとともに、「岐阜県で摘発された豚コレラ 2 例目の豚飼養農場における疫学調査結果を踏まえた飼養衛生管理基準の再徹底について」（平成 30 年 11 月 20 日付け 30 消安第 4135 号）等により、その都度、疫学調査の結果等を踏まえた飼養衛生管理基準のうち遵守されていなかったことが判明した項目、または徹底すべき項目について指導しています。

岐阜県における豚コレラの発生については、発生の度に農場へ拡大豚コレラ疫学調査チームを派遣し、現地調査を実施するとともに、今般、第 3 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会（以下「検討会」という。）を開催し、これまでの発生事例に関し判明した事実に関する詳細な分析と検討をいたしました。

その結果、これまでの発生事例において、①農場の衛生管理区域が適切に設定されておらず、衛生管理区域に立ち入る際の専用の長靴や防護服等が着用されていなかったこと、②野生動物等からの病原体の侵入防止のための措置が不十分であったこと、③死体の取扱が適切に行われていなかったこと、④死亡頭数が増加しているにもかかわらず、早期の通報が行われていなかったこと等が確認されています。また、4 例目の事例では、いのしし飼養施設の飼養者が野生いのししの調査捕獲に携わっていたこと等、防疫対応に携わる方が病原体を拡散させる可能性についても指摘されています。

これらの指摘は、豚及びいのししの飼養者については、本年 8 月以降中国で発生が拡大し、我が国への侵入が最も警戒されているアフリカ豚コレラの侵入防止のためにも、遵守が必須である項目です。同時に、今冬に入り、現在まで野鳥の糞便等から 3 例の低病原性鳥インフルエンザウイルスが見つかったことなど、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、鳥インフルエンザウイルスの養鶏農場への侵入を防止していくことも重要です。

豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病は、ひとたび発生すると発生農場のみならず、周辺の農場や畜産業に被害を生じることとなるた

め、未然に防止することが何より大切です。また、発生を予防するためには、家畜及び家きんの所有者において日頃から適切な飼養衛生管理を徹底することが何よりも重要であることを再三にわたりお伝えしているところです。

農林水産省としても、本年8月、中国におけるアフリカ豚コレラの発生以降、野鳥において低病原性鳥インフルエンザが確認されていることや中国から持ち込まれた携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されるなどにより、家畜防疫官による口頭質問や検疫探知犬による探知活動といった携帯品検査の強化、靴底消毒の確実な実施等、家畜の伝染病の侵入防止対策の水際検疫を強化しているところですが、これらに加え、航空会社、船舶会社、C I Q、日本郵便株式会社等関係機関との連携、外国人技能実習生に対する動物検疫制度の周知、厨芥残渣の適切な処理の確認等の取組を改めて強化しているところです。

つきましては、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、鳥インフルエンザ等の家畜及び家きんの伝染性疾病を発生させないよう、今一度、危機意識を共有するとともに、飼養衛生管理基準等の中で特に重要と考えられる下記項目について、その遵守を徹底するよう周知、指導等に遺漏無きよう御協力方よろしくお願いいたします。

また、これまで都道府県におかれましては、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため、家畜伝染病予防法第51条の規定に基づく立入検査を実施していただいておりますが、岐阜県における豚コレラの発生と今回の検討会による指摘を踏まえ、豚等の飼養農場における飼養衛生管理を再徹底するため、別紙1に基づき、緊急的に立入検査等を実施していただきますようお願いいたします。

## 記

### I 豚及びいのししの場合

#### 1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

#### 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域においては、畜舎外の衛生管理区域が病原体に汚染されている可能性が考えられることから、衛生管理区域に立ち入る全ての者は、畜舎ごとに畜舎専用の衣服及び靴を設置し、使用すること。ここにおいても、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とすること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

### 3 畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、畜舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の14「畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

### 4 他の畜産関係施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち入った者（家畜防疫員、獣医師、家畜人工受精師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち入らせないようにすること。野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業等に従事した者についても、これと同様に扱うこと。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

### 5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺における電柵、ワイヤーメッシュ

ユの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などが無いよう徹底して野生動物をおびき寄せないこと。また、家畜の死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。また、外部からゴミ（食べ残し、野生動物の死骸など）を持ち込むリスクがあることから、犬・猫等の愛がん動物を衛生管理区域内で飼養しないこと。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

## 6 食品廃棄物等を原材料とする飼料を給与する場合の加熱処理の徹底

動物由来品を含む食品廃棄物等を原材料とする飼料を豚及びいのししに給与する場合は、以下について留意すること。

- (1) 食品循環資源の原材料（食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯（以下「食品残さ」という。））に動物由来品（対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等。ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。）が含まれているか確認すること。
- (2) 上記（1）を含み、又は含む可能性があるときは、事前に原材料の中心部まで摂氏70度以上で30分間以上又は摂氏80度以上で3分間以上の加熱処理を計測しながら施し記録すること。
- (3) 加熱処理について計測した記録については保管すること。
- (4) 外部から飼料製品または飼料原料を導入する際には、製品または原料の内容、加熱状態について確認し把握するよう努めること。

※飼養衛生管理基準第3の10「処理済みの飼料の利用」

## 7 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家畜の健康観察を入念に行うとともに、豚コレラ、アフリカ豚コレラ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

特に豚コレラについては、感染試験では「発熱、元気消失、食欲減退、結膜炎」が複数の豚で認められているなか、実際の発生事例においては、農場や豚の衛生状態に応じて「発熱、食欲減退」のほか「元気消失、チアノーゼ、流死産」等が見られることから、このような症状が認められた場合には、確実に届け出るよう指導するとともに、家畜保健衛生所においては、当該届出があった場合には、速やかに豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成30年10月31日農林水産大臣公表）第4の5に規定する検査を行うこと。

※飼養衛生管理基準第6の17「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の19「毎日の健康観察」

## 8 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家畜の飼料給与、分娩、出荷、異常の有無、死亡等について

記録するとともに、元気消失、食欲減退等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23(5)飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

## II 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

### 1 適切な衛生管理区域の設定

病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

※飼養衛生管理基準第2「衛生管理区域の設定」

### 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用

衛生管理区域以外の区域で使用していた衣服や靴を衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、交換前の衣服及び靴の汚れが交換後の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明確な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）とし、衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る者は、これらを確実に着用すること。

また、靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。

※飼養衛生管理基準第3の6「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用」

### 3 家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、消毒を行わないまま衛生管理区域内で使用すると病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗を行い、適切な消毒を行った後、衛生管理区域内で使用すること。

また、家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設の清掃又は消毒を定期的に行うこと。

※飼養衛生管理基準第3の4「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒」

飼養衛生管理基準第3の8「他の畜産関係施設等で使用した物品等を衛生管理区域に持ち込む際の措置」

飼養衛生管理基準第5の15「家きん舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等」

### 4 他の畜産関係施設等に立ち上った者の衛生管理区域への立ち上る際の措置

当日に、他の畜産関係施設等に立ち上った者（家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者その他の畜産関係者を除く。）及び過去1週間以内に海外から入国し、または帰国した者については、必要な場合を除き可能な限り、衛生管理区域に立ち上らせな



いようにすること。

なお、飼養者が自ら海外に渡航する必要がある場合は、「豚及びいのししの飼養農場における飼養衛生管理基準遵守の再徹底について（中国からの旅客の携帯品からアフリカ豚コレラウイルス遺伝子が検出されたこと及び岐阜県で発生した豚コレラウイルス株の感染試験の結果に伴う措置）」（平成30年11月16日付け30消安第4082号）の1. 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の徹底に留意すること。

※飼養衛生管理基準第3の7「他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置」

#### 5 野生動物等からの病原体の侵入防止

野鳥で鳥インフルエンザが確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の可能性が考えられる地域においては、周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺にワイヤーメッシュの設置、家きん舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など、衛生管理区域への野生動物の侵入を防止すること。畜舎外でのエサこぼしや死体の放置などは無いようにして野生動物をおびき寄せないこと。また、家きんの死体を保管する場合には保管庫等を設置し、その保管場所への野生動物の侵入を防止すること。

※飼養衛生管理基準第4「野生動物等からの病原体の侵入防止」

#### 6 毎日の健康観察、早期発見・早期通報の徹底

飼養する家きんの健康観察を入念に行うとともに、鳥インフルエンザ等を疑う症状を発見した場合は、速やかに家畜保健衛生所に届け出ること。

※飼養衛生管理基準第6の18「特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止」

飼養衛生管理基準第6の20「毎日の健康観察」

#### 7 飼養管理の記録の保管

常時から、飼養する家きんの飼料給与、産卵、出荷、異常の有無、死亡等について記録するとともに、元気消失等の症状を示す個体が認められた場合は、具体的な症状、体温を記録すること。

※飼養衛生管理基準第8の23（5）飼養する家畜の異状の有無並びに異常がある場合にあってはその症状、頭数及び月齢

以上

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導の徹底について

## 1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期す。

## 2 立入検査等の対象農場と実施方法

- (1) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の豚及びいのししの飼養農場豚及びいのししの所有者の飼養農場の全戸（小規模所有者を含む。小規模所有者の定義については下記参照。）を対象とする。

なお、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域から優先的に実施する。

- (2) 野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている県の牛、水牛、鹿、めん羊、山羊及びその他の都道府県の家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし）可能な限り家畜の飼養農場の全戸（小規模所有者を除く。）を対象とする。なお、立入検査を実施する農場の選定については以下のとおりとする。

- (i) 都道府県が立入検査の必要があると考える農場（口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場）及びこれまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこととする。

- (ii) (i) 以外で、次に掲げる農場については、立入検査は行わないことができる。

① 平成30年4月1日以降に既に立入検査が実施され、3による確認が終了した農場

② 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」

（平成29年2月1日付け28消安第4760号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき家畜の所有者（管理者を含む）による自己点検結果（定期報告書）を確認することで立入検査に代えることとした農場。ただし、これらの農場については、定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別記第14号）の飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表を用いて、飼養衛生管理の状況を自己点検するよう指導すること。

※ 小規模所有者：牛及び水牛の場合1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合6頭未満を所有している者

### 3 遵守状況の確認及び指導の方法

防疫指針第2の2の(2)の①の規定に基づく立入検査を、野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は平成30年12月28日(金)まで、上記2(1)及び(2)(i)は平成31年1月31日(木)まで、それ以外は平成31年3月29日(金)末までに実施すること。

別紙の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、原則、家畜防疫員が各農場を立ち入りして飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行う。指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

なお、立入検査が困難であると考えられる場合は、例外的に口頭で聞き取りによる確認を可能とするが、家畜の飼養者から農場で保管する記録や写真を提出させる等により実施すること。

### 4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書(Excelファイル)により、農林水産省消費・安全局動物衛生課病原体管理班宛て(kokunai\_boeki@maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

### 5 報告の期限

野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている調査対象地域は随時、上記2(1)及び(2)(i)については、平成31年2月15日(金)までに、それ以外については、平成31年4月26日(金)までに報告すること。なお、上記2(1)及び(2)(i)について、期日までに実施できない場合は、調査期間終了時に報告すること。

### 6 その他

- (1) 4により提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。
- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの改正について」(平成29年2月1日付け28消安第4763号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)を踏まえ、指導及び助言、勧告並びに命令の適切な対応をとること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

## 飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表

※記載方法：遵守している項目  にチェック印を付けること。該当しない項目には、「-」を付けること。  
 記入欄には農場の状況を各項目ごとに記入し、指導・助言した場合、その内容を記入すること。  
 なお、指導・助言し、改善されたことを確認するまでの間、チェック印（遵守している）をつけないこと。

(家保記載欄)

### (2) 豚及びいのししの場合

達成度  
(該当を○で囲む)

1. 家畜防疫に関する最新情報の把握等（発生予防やまん延防止に関する情報の入手等）		A・C
	自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾患の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 (例) ・家畜保健衛生所からの情報を確認するとともに、指導を遵守している。 ・農林水産省の家畜防疫に関するホームページを閲覧している。 ・家畜衛生に関する講習会（研修会）に参加している。	A：チェックあり C：チェックなし
記入欄	情報の把握方法： 家保から情報・指導 農林水産省HP 研修会 その他 ( ) 指導・助言したことを記入： ( )	
2. 衛生管理区域の設定		A・B・C
①	衛生管理区域を設定している。	A：チェックが2個 B：チェックが1個 C：チェックなし
記入欄	※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。 畜舎、飼料タンク、飼料倉庫、堆肥舎等を設定： 設定している 設定していない（対策： ) 衛生管理区域境界の対策 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 電気柵（破損：なし あり、漏電：なし あり、高さ：1段 cm 2段 cm 3段 cm) <input type="checkbox"/> ワイヤメッシュ（破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ： cm) <input type="checkbox"/> 消石灰帯（設置：なし あり、幅 m) <input type="checkbox"/> その他 ( ) 指導・助言したことを記入： ( )	
②	衛生管理区域とそれ以外の区域との境界が分かるようにしている。	
記入欄	第三者が見て明確な境界線が設けられているか：設けられている 設けられていない（対策： ) 方法： 柵 ロープ 三角コーン 消石灰帯（幅 m） 垣根（プランター） その他 ( ) 立入禁止看板： あり なし 指導・助言したことを記入： ( )	
3. 衛生管理区域への病原体の持込みの防止		A・B・C
①	門又は看板の設置等により、必要のない者を、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	A：チェックが7～9個 B：チェックが5～6個 C：チェックが0～4個
記入欄	方法： 門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他 ( ) 指導・助言したことを記入： ( )	

②	<p>衛生管理区域に出入りする車両の消毒をしている。</p> <p>方法： 車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m）          その他（ ）</p> <p>消毒薬名：（ ）          消毒薬の希釈倍数（ ）          消毒を常時実施： 実施している 実施していない          記録： なし（ 畜主より聞き取り ）          あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）</p> <p>記入欄          指導・助言したことを記入：          （ ）</p>	
③	<p>衛生管理区域及び畜舎に出入りする者の手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。</p> <p>&lt;衛生管理区域&gt;          方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ）          消毒を常時実施： 実施している 実施していない          ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。</p> <p>&lt;畜舎&gt;          方法： 手指の洗浄 手指の消毒 踏込消毒槽の設置（靴の消毒） その他（ ）          消毒を常時実施： 実施している 実施していない          ※靴の底などは、糞等の汚れを十分に洗浄した上で消毒槽で有効な消毒時間浸し消毒すること。</p> <p>記入欄          記録： なし（ 畜主より聞き取り ）          あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）          ※ 踏込消毒槽について          消毒薬の種類：（ ）          消毒薬の希釈倍数：（ ）          消毒薬の交換頻度：（ ）          消毒前の有機物除去： 洗浄用ブラシや水槽の設置 その他（ ）</p> <p>指導・助言したことを記入：          （ ）</p>	
④	<p>衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、出入りする者に着用させている。</p> <p>&lt;衛生管理区域専用&gt;          従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）          来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）          ※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ）          ※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ）          ※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり          ※ 衣服及び靴の汚れが、衛生管理区域専用の衣服及び靴に伝播（交差汚染）するのを防止するよう徹底すること（明瞭な境界線を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とするなど。）</p> <p>記入欄          &lt;参考：畜舎専用&gt;          従業員用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）          来場者用： 専用作業着 防護服 専用長靴 靴カバー その他（ ）          ※ 保管方法 … 屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ）          ※ 着替える場所 … 農場出入口 その他（ ）          ※ 着替え前後の服・靴の交差 … なし あり</p> <p>指導・助言したことを記入：          （ ）</p>	
⑤	<p>他の畜産施設に立ち入った者を、必要がある場合を除き、その日のうちに衛生管理区域に立ち入らせないようにしている（家畜防疫員、獣医師その他の畜産関係者を除く。）。</p> <p>記入欄          記録： なし（ 畜主より聞き取り ）          あり（ 記録表 カレンダー その他（ ） ）          ※野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域においては、山林などで野生いのししの捕獲作業に従事した者についても、同様に扱うこと。</p> <p>指導・助言したことを記入：          （ ）</p>	

⑥	過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	
記入欄	記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： [ ]	
⑦	他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法： 洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： [ ]	
⑧	過去4月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしている。やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒等の措置を講じている。	
記入欄	対象物品の有無： なし あり（物品名： ） 洗浄・消毒の方法： 洗濯 洗浄 消毒（消毒薬名： 、希釈倍数） 記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 指導・助言したことを記入： [ ]	
⑨	食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合において、生肉を含み、又は含む可能性があるときは、事前に摂氏70度以上で30分間以上、又は摂氏80度以上で3分間以上加熱処理をしている。	
記入欄	食品循環資源（※1）を原材料とする飼料の有無： なし あり（具体名： ） 食品循環資源の収集方法： 自分で収集 市販飼料（又は自社所有工場等製飼料）を利用 食品循環資源の導入元： 動物由来品（※1）の含有（可能性も含む）： なし あり（具体名： ） 不明 動物由来品が含有していることの記録（導入元からの書類等）： なし あり（具体的書類） 農場での加熱方法： 鍋で煮る 蒸す 焼く その他（ ） 農場での加熱状況： 温度 時間 農場での加熱状況の確認方法： 温度計で手動計測（頻度 計測部位） 自動計測 その他（ ） 農場での加熱状況の記録： なし（畜主より聞き取り） あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 製造事業場での加熱方法： 温度 時間 製造事業場名： （商品名： ） ※1 食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、事業系残さ、食べ残し、生残飯をいう。 動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。 ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。 指導・助言したことを記入： [ ]	

4. 野生動物等からの病原体の侵入防止		A・B・C
①	<p>畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。</p> <p>周辺にいる野生動物の種類：</p> <p>給餌・給水設備： 畜舎内への侵入防止 ふた 排せつ物の除去 その他 ( )</p> <p>※屋内保管の場合、野生動物が侵入する隙間等： なし あり (対策： )</p> <p>※畜舎周辺の除草や木の伐採などにより、野生動物が接近しにくい環境とすること、農場周辺に電柵、ワイヤーメッシュの設置、畜舎における防鳥ネットの設置、畜舎の壁、窓等の破損の修繕など衛生管理区域への野生動物等の侵入を防止すること。</p> <p>畜舎内への侵入防止対策</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> ウィンドレス (隙間：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> 壁または窓 (破損：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> ネット (網目： cm、破損：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> 金網 (網目： cm、破損：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> 消石灰帯 (設置：なし あり (幅 m) )</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>排泄物保管場所の対策</p> <p>(1) 排泄物処理方法</p> <p><input type="checkbox"/> 堆積</p> <p><input type="checkbox"/> コンポスト</p> <p><input type="checkbox"/> 共同処理施設への搬出</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>(2) 野生動物の侵入防止対策</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 屋内保管 (隙間：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> ネット (網目： cm、破損：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> ブルーシート</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>資材保管場所の対策</p> <p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 屋内保管 (隙間：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> 蓋付容器</p> <p><input type="checkbox"/> ネット (網目： cm、破損：なし あり (対策： ) )</p> <p><input type="checkbox"/> ブルーシート</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>指導・助言したことを記入：</p> <p>( )</p>	<p>A：チェックが3個 B：チェックが2個 C：チェックが0～1個</p>
②	<p>飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。</p> <p>飲用水： 水道水 井戸水 (異物混入：なし あり) 湧水 (異物混入：なし あり) その他 ( )</p> <p>消毒を常時実施： 実施していない 実施している (消毒薬名： 、希釈倍数： )</p> <p>指導・助言したことを記入：</p> <p>( )</p>	











